

北上市告示甲第97号

北上市子育て世帯臨時特別支援金（追加分）支給事業実施要綱を次のように定める。
ただし、この告示は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。

令和4年11月16日

北上市長 高橋敏彦

北上市子育て世帯臨時特別支援金（追加分）支給事業実施要綱

（目的）

第1 この告示は、原油価格及び物価高騰の影響を受ける子育て世帯に対し、臨時特別的な措置として子育て世帯臨時特別支援金（追加分）（以下「追加支援金」という。）を支給することにより、経済的負担の軽減を図ることを目的とするものとする。

（対象児童）

第2 追加支援金の支給の対象児童（追加支援金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）は、平成19年4月2日から令和5年4月1日までに生まれた児童とする。

（支給対象者）

第3 追加支援金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次に掲げる対象児童の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 平成19年4月2日から令和4年9月30日までに生まれた対象児童 次に掲げる支給対象者の区分に応じて、それぞれア又はイに定めるもの

ア 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）の規定により市長が認定した対象児童に係る児童手当の受給資格者（法第5条第1項に定める前年の所得が児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第1条で定める額を超えることにより、児童手当が支給されないもの及び法第17条第1項に規定する公務員（以下「公務員」という。）を除く。） 令和4年9月分の児童手当の受給資格者

イ アに掲げる者以外のもの 令和4年9月30日に市内に住所を有する者であって、対象児童に係り法第4条に規定する要件に該当するもの。ただし、他の県内市町村長から令和4年9月分の児童手当の認定を受けているもの（公務員を除く。）を除く。

(2) 令和4年10月1日から令和5年4月1日までに生まれた対象児童 出生時に市内に住民登録された当該対象児童を監護し、かつ、その生計を同じくする父若し

くは母又は生計を維持している者であって、当該児童の出生時に市内に住所を有するもの

- 2 市長は、前項に定めるもののほか、支給対象者と離婚した者、配偶者その他の親族からの暴力等を理由に避難している者その他特別な配慮を要する者が児童手当の支給要件に該当し、追加支援金を支給することが適当と認める場合は、支給対象者とすることができるものとする。

(追加支援金の額)

第4 追加支援金の額は、対象児童1人につき15,000円とする。

(申請不要者の支給決定等)

第5 市長は、申請不要者(支給対象者のうち市が児童手当の受給記録等を把握しているものをいう。以下同じ。)に追加支援金を支給しようとするときは、申請不要者に対して支給の申込みを行い、追加支援金の受給の意向を確認するものとする。

- 2 市長は、前項の支給の申込み後、速やかに支給を決定し、申請不要者に対し、追加支援金を支給するものとする。ただし、受給を希望しない旨の申し出があった申請不要者については、この限りでない。

(申請による手続)

第6 申請不要者以外の支給対象者が追加支援金を受給しようとするときは、別に定める北上市子育て世帯臨時特別支援金(追加分)支給申請書兼請求書(以下「申請書」という。)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請するものとする。

- 2 前項の場合において、代理人が申請しようとするときは、前項の書類に加えて、当該申請に係る支給対象者からの委任状及び当該代理人の公的身分証明書の写しを提出するものとする。

- 3 第1項の規定による申請の受付期間は、令和4年12月1日から令和5年4月17日までとする。

(申請による支給決定)

第7 市長は、第6の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、追加支援金の支給を決定するものとする。

- 2 前項の規定により支給を決定したときは、当該決定をした日に申請した者(以下「申請者」という。)から追加支援金の請求があったものとみなし、追加支援金を支給するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による審査により、適当と認められないときは、支給しないことを決定し、申請者にその旨を通知するものとする。

(支給方法)

第8 追加支援金の支給は、次の各号に掲げるいずれかの金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。

- (1) 申請不要者の児童手当の振込口座

(2) 追加支援金の支給決定の前までに支給対象者又は申請者が指定した口座

2 前項の規定による方法が困難その他特別の事情があると認められる場合は、現金の支給による方法とすることができる。

(支給の取扱い)

第9 市長が第5第2項の規定による支給決定を行った後、第8第1号又は第2号の口座の解約若しくは変更による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、支給対象者の責に帰すべき事由により令和5年3月31日までに支給ができなかったときは、追加支援金の受給を辞退したものとみなすものとする。

2 市長が第7第1項の規定による支給決定を行った後、第8第1号又は第2号の口座の解約若しくは変更による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、支給対象者の責に帰すべき事由により令和5年5月31日までに支給ができなかったときは、追加支援金の支給申請を取り下げたものとみなすものとする。

(不当利得の返還)

第10 市長は、追加支援金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した者又は偽りその他不正の手段により追加支援金の支給を受けた者に対し、支給を行った追加支援金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11 追加支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第12 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。